

陸上貨物取扱業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
5	10～11	倉庫内で棚の上にある商品を取ろうとして脚立に上り作業をしていた時、足を踏み外し転倒してしまった。	62～99	50
5	9～10	工場内洗車場において、脚立を使用してのダンプの洗車作業中、脚立の三段目から下の二段目に右足を掛けようとしたところ、足を踏み外したはずみで右手から地面に倒れ落ち、右手肘を負傷した。	46～29	10
6	6～7	10tトラックユニック車を洗車作業中、キャビンの上を拭きとりの際、トラックのアウトリガー（高さ150cm位）に右足を乗せ、脚立（高さ170cm位）に左足を乗せて、脚立に移動しようとしたところバランスを崩し、脚立の上に落ちて負傷した。アウトリガーと脚立の差は20cm位で少し脚立がグラついていた。（長靴、つなぎ服着用）	34～49	30
6	11～12	倉庫内のダンボール保管棚にあるダンボールを取るため、脚立を昇降面が保管棚に対して平行になるように置き、脚立に上り始めたが、目線が上方向で階段のステップを確認せず、また体を曲げた状態であったため、2段目ステップを踏み外したと同時に体勢を崩して脚立と共に倒れ、コンクリート床面に左肘と左足首を強打した。	39～299	100
7	0～1	出荷口の16番オーバースライダー（シャッター）の点検を6段脚立の5段目に脚を掛け、建物内部で点検作業をしていたところ、被災労働者が点検中とは知らず、当社社員が外側から開けたため、急にシャッターが開いた反動で脚立から落ち受傷した。	59～299	100

7	20~ 21	被災者が、到着した貨物専用機の貨物室に立入るため、貨物室ドア口に接機されていたメインデッキローダーの昇降用梯子を昇っている際、地上から2m程の辺りで梯子支柱をつかもうとしたとき、右手を滑らせ地上に落下し、左肩並びに左肘を地面にぶつけ負傷した。	30	~ 499
7	9~ 10	1階包装場にて、エアコン噴出口に霜避けのために付けていた段ボールを取り除くため、脚立にのぼり作業中、ストッパーが不完全なため脚立が広がってしまい、転倒して骨折した。	40	~ 999
9	18~ 19	庫内を歩いて移動中に、側面に設置してあった脚立に足を引っかけて転倒。右肩を負傷したものである。	51	~ 999
9	11~ 12	ネスラックを使用して商品を保管しているエリアにて、商品のピッキング作業をしている時に、ネスラック上にある商品（オムツ）が奥にあってとれない状態だったため、脚立を使用してネスラックにのぼり、商品をとった後おりようとして、後ろ向きの状態で脚立につま先が触れたことを確認し、そのまま足をのせると脚立が倒れ、後ろへ転倒した。（ラック高さ：1m20cm）	63	~ 299
11	21~ 22	物流センターで切葉を降ろしている時、トラックに添える台があり、その台を踏み外してしまい、台の上から後ろ向きになったまま落下してしまい、背中、お尻、頭を地面に打ってしまった。	54	~ 99
11	10~ 11	事業所倉庫内で、4段式脚立にのってピッキング作業をしていた。脚立をおりようとしたところ、脚立が滑りバランスを崩して転倒した。	55	~ 299
11	16~ 17	本社3階倉庫内で、脚立を使用して保管商品の在庫確認中にバランスを崩して転倒し、その際に右側頭部と右肩を負傷した。	61	~ 299
12	10~11	倉庫内、落花生室の大掃除において、落花生室入口左壁の上部をエアガンでほこり等の除去作業を、高さ170cmの脚立へ登り作業をしていた。作業終了時に、脚立4段目から3段目へ降りる際に、不注意により3段目で足を踏み外し落下し、落下時に左足の踵を強打したものである。	66	~ 49

12	13~14	<p>入荷バースシャッター外部を、当該負傷者が脚立を使用し清掃作業を行っていたところ、バランスを崩して脚立から落下し、入荷バースホーム下まで転落し、左肩を負傷した。その後、身動きがとれない状態だったため救急車にて搬送された。なお、脚立から床面までの高さは1mで、床面からホーム下までの高さは1.2mであった。</p>	53	10 ~ 29
----	-------	--	----	---------------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html